

船舶事故調査報告書

令和3年10月27日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	令和2年10月13日 10時20分ごろ
発生場所	熊本県天草市本渡港 本渡港防砂堤灯台から真方位270°30m付近 (概位 北緯32°27.6′ 東経130°12.6′)
事故の概要	プレジャーヨットONDINE3は、航行中、浅所に乗り揚げた。
事故調査の経過	令和2年10月19日、主管調査官（長崎事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	プレジャーヨット ONDINE3、5.7トン
船舶番号、船舶所有者等	260-46932兵庫、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	舵及びセンターキールに擦過傷
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 東北東、風速 約7m/s、視界 良好 海象：波高 約1m、潮汐 ほぼ低潮時
事故の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、本渡港防砂堤灯台（以下「本件灯台」という。）南側の掘下げ水路に向け、船長が機走として約3ノットの対地速力で自動操舵により本船を南西進させていた。</p> <p>船長は、手動操舵に切り換え、防舷材や係留索などの着岸準備を行っていたところ、本船が風浪により西方に圧流されて本件灯台の北方に位置していることに気付き、水深を確認したところ約3.8mであったので航行に支障はないと思い、最短の経路で予定進路に戻ろうとして南進したところ、本船が浅所（以下「本件浅所」という。）に乗り揚げた。</p> <p>船長は、潮が満ちた後に本船を離礁させ、自力で航行して港内の棧橋に本船を着棧させた。</p> <p>船長は、本渡港内を航行するのは初めてであり、航行予定海域の詳細な調査を行っておらず、本件浅所の存在を知らなかった。</p> <p>本船の喫水は、センターキール下端まで約1.9mであった。</p>
分析	本船は、掘り下げ水路に向かって南西進中、風浪により西方に圧流された際、船長が、本件浅所の存在を知らずに、最短の経路で予定進路に戻ろうとして南進したことから、本件浅所に乗り揚げたものと推定される。
原因	本事故は、本船が、掘り下げ水路に向かって南西進中、風浪により西方に圧流された際、船長が、本件浅所の存在を知らずに、最短の経路で予定進路に戻ろうとして南進したため、本件浅所に乗り揚げたも

	のと推定される。
<b>再発防止策</b>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 船長は、初めての海域を航行する場合、事前に海図等を用いて詳細な水路調査を行い、同海域の水路状況を十分に把握しておくこと。</li></ul>